

発議第10号

市川市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について

上記議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び市川市議会会議規則第14条第1項の規定により提出いたします。

平成30年10月2日

提出者

市議会議員	石原よしのり
〃	長友正徳
〃	西村敦
〃	清水みな子
〃	かつまた竜大
〃	荒木詩郎
〃	松永修巳
〃	加藤武央
〃	松井努
〃	中山幸紀

市川市条例第 号

市川市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

市川市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（平成23年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項を次のように改める。

議長、副議長及び議員の議員報酬は、それぞれ、その職に就いた日からこれを支給し、任期満了、辞職、失職、除名又は議会の解散によりその職を離れたときはその日まで、死亡によりその職を離れたときはその日の属する月まで、これを支給する。

第3条第3項を同条第5項とし、同条第2項中「前項」を「前3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

2 前項の規定により議員報酬を支給する場合において、月の初日から支給するとき以外のとき又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その議員報酬の額は、その月の現日数を基礎として日割りによって計算する。

3 前2項の規定により議員報酬を支給する場合であつて、議長、副議長及び議員がその職に就いた日又はその職を離れた日に2つ以上の職を有する場合の議員報酬の額は、額が同じときはその額に、額に差があるときは多い方の額によるものとする。

第5条第1項中「項」を「条」に改め、同項後段を次のように改め、同項各号を削る。

これらの基準日前1箇月以内に任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散（次項において「任期満了等」という。）により議員の職を離れた者についても、同様とする。

第5条第2項中「期末手当」を「前2項に定めるもののほか、期末手当」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 期末手当の額は、基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期満了等により議員の職を離れた日現在）において議員が受けるべき議員報酬の

月額に100分の120を乗じて得た額に、6月に支給する場合においては100分の212.5、12月に支給する場合においては100分の227.5を乗じて得た額に、次の各号に掲げる基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間に応じ当該各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。

- (1) 6箇月 100分の100
- (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の85
- (3) 4箇月以上5箇月未満 100分の70
- (4) 3箇月以上4箇月未満 100分の55
- (5) 2箇月以上3箇月未満 100分の40
- (6) 1箇月以上2箇月未満 100分の25
- (7) 1箇月未満 100分の10

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

#### 提案理由

近隣市の状況等を考慮し、月の途中で就任、離職等した場合の月額報酬の日割計算、期末手当に係る基準日の特例等に関する規定の整備を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。